

第44期秋田県労働委員会委員を、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定により、次のとおり任命した。

令和4年6月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

第44期秋田県労働委員会委員保坂幸義の辞任に伴い、補欠委員を令和4年6月27日次のとおり任命した。  
任期は、労働組合法第19条の5の規定により、前任者の残任期間である令和4年11月30日までとする。

委員の別	氏名
使用者委員	小野 秀人